

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年（2023年）6月16日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 業務名

観光分野におけるドローン活用実証事業委託業務

### (2) 業務の目的

観光分野でのドローンの活用は、空撮画像をPR用途に使うような一次的な利用にとどまっており、アクティビティやアトラクションとしての活用は、観光振興や地域の魅力発信・活性化の糸口となり得る。

コロナによる往来自粛が緩和され、観光需要が復活するとともに、ドローンの国家資格制度がスタートし、免許取得合宿や企業の技術研修旅行といった新たなニーズも考えられることから、ドローンを活用した観光コンテンツについて検討、企画立案するとともに、その実現可能性について整理し、観光分野におけるドローンの社会実装を促進する。

### (3) 業務の内容

#### ア 観光コンテンツの企画立案

- (ア) ドローンを活用した観光コンテンツについて、最低6事例を実際に観光事業者が検討可能なレベルで企画提案すること
- (イ) 全体テーマとして、「北海道らしいドローン活用」とし、広大な土地の活用や豊かな自然環境、積雪寒冷な気象条件を意識した内容とすること
- (ウ) 採算性だけでなく、地域への波及効果や副次的効果、新たな魅力発信、遊休資産の活用など、地域振興や北海道の魅力発信に資する内容を積極的に検討すること
- (エ) 実際に実施する場合の許認可等の手続きや必要となる対応、関係者、ステークホルダー等について整理すること

#### <想定する観光コンテンツの例>

##### ①ドローンで撮る

国立公園など風光明媚な場所のドローン撮影ツアー、雪まつりなど各種イベントとの連携、天候で左右される観光商品におけるリアルタイム映像配信、キャンプ場の監視

##### ②ドローンに撮られる

ウインタースポーツの追従撮影などアクティビティ中のドローンによる映像撮影、観光地における上空からの記念撮影

##### ③ドローンを活用した技術習得や体験コンテンツ

免許取得のための合宿、業務に必要な飛行・撮影技能を身につけるための研修旅行、アクティビティとしてのドローン体験

## イ 関係者の聞き取り、ニーズ調査

企画立案した観光コンテンツに関し、旅行会社や観光施設などの実施主体となる事業者や、実際に利用する旅行者に聞き取りを行うなどし、その「データ」に基づいて実現可能性やニーズについて整理すること

## ウ アイデアソンの開催

ドローンを活用した観光について、学生などの参加によるアイデアソンを開催し、その成果を整理するとともに、観光コンテンツの企画立案に反映すること

開催にあたっては、参加者にドローンに関する基礎的知識の研修を行うなど、効果的なアイデアソンになるよう、また、理解促進に資するものとなるよう工夫すること

## エ コンテンツに関する実証の実施

企画提案したコンテンツのうち最低1事例について、令和4年度に道が作成した「北海道冬季ドローン飛行ガイドライン（以下、「ガイドライン」とする）」に基づき、実際に冬季に実証を行い、課題の抽出を行うこと

また、実証結果のガイドラインへの追記を見据え、ガイドラインにおける実証データと同じ項目（気象条件、飛行時間、ルート、バッテリーの温度変化、機材への影響やエラーの発生状況など）についてデータ取りするとともに、可能な限り①機体、バッテリーともに屋外放置した場合、②機体のみ屋外放置、バッテリーは常温環境においた場合、③機体、バッテリーともに常温環境においた場合の3通りについて比較データの取得を行うこと

## オ ドローンに関する普及啓発

上記ウのアイデアソンと、エの実証を報道機関や地域住民等に公開し、ドローンに対する理解促進と普及啓発を行い、社会受容性の向上を図ること

## カ 成果物

本業務の実施結果について、次の成果物を加工可能な電子データでDVD-R等により委託者に提出すること

### (ア) 観光分野におけるドローン活用ハンドブック

本業務により企画立案した観光コンテンツの内容と、関連する制度や必要な手続き、関係者からの反応、課題、先進事例、実証結果などをとりまとめ、具体的な社会実装に向けたステップを整理し、観光事業者などによる実際の実装を促す冊子

### (イ) 実績報告書

本業務で得られた知見を元に、道内における社会実装に向けた課題を分析するとともに、解決に向けた効果的な施策や手法について提案する内容を含んだ実績報告書

### (ウ) 委託業務に関するデータ

アイデアソンや実証の様子を撮影した動画や写真、実証データ一式

## キ 業務上の留意事項

(ア) 本業務において土地所有者や関係機関の許可、地域住民の協力等を得る必要がある場合は、受託者が実施すること

(イ) ドローンの飛行にあたっては、航空法等関連法令を遵守するとともに、必要に応じて、国土交通大臣等の許可又は承認を得ること

(ウ) ドローンの飛行による事故防止のため、安全対策に十分配慮するとともに、事故等が発生した場合は、発注者及び関係機関に速やかに連絡し、対応すること

## 2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

## 3 手続き等

### (1) 担当部局

北海道総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課

所在地：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎5階）

電話番号：011-204-5172（直通）

### (2) 企画提案説明書の交付

ア 期間 令和5年（2023年）6月16日（金）から令和5年7月19日（水）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）

イ 場所 (1)の場所で交付する。

なお、北海道総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課のホームページからダウンロードすることができる。

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dtf/drone/113578.html>)

### (3) 参加表明書の提出

ア 期限 令和5年(2023年)7月5日(水) 午後5時必着

イ 場所 (1)に同じ

ウ 方法 持参又は郵送(特定郵便、簡易書留、書留のいずれかによる。)

### (4) 企画提案書の提出

ア 期限 令和5年(2023年)7月19日(水) 午後5時必着

イ 場所 (1)に同じ

ウ 方法 持参又は郵送(特定郵便、簡易書留、書留のいずれかによる。)

## 4 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

## 5 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

## 6 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

## 7 その他

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、企画提案説明書による